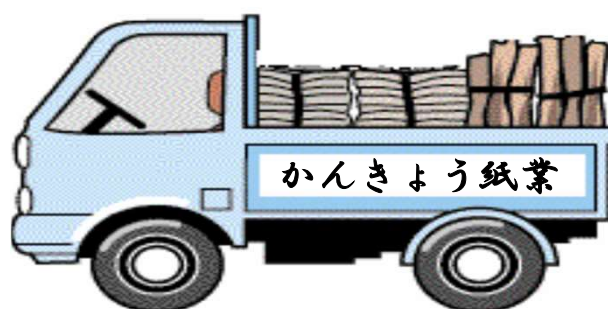
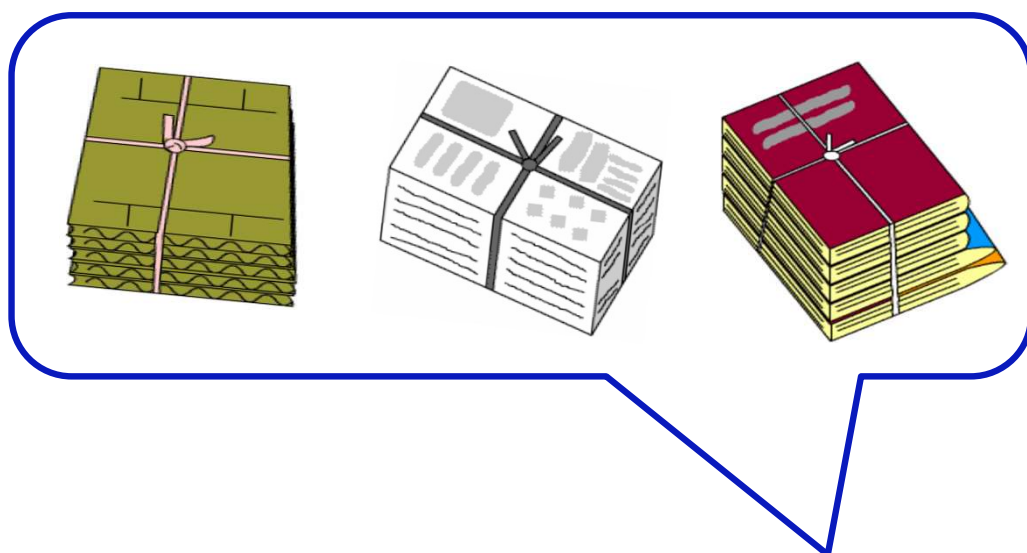


岸和田市有価物集団回収奨励金制度

団体代表者のための活動の手引き



岸和田市環境農林水産部

廃棄物対策課

令和8年度改訂版

目次

- はじめに P3
- 岸和田市有価物集団回収奨励金制度について P4
- 有価物集団回収奨励金制度の年間スケジュール P5
- 団体登録申請について P6
- 団体登録申請書の記入例 P7
- 団体登録事項変更届出書について P8
- 有価物集団回収奨励金交付申請について P9
- 有価物集団回収奨励金交付申請書の記入例 P10
- 口座振替依頼書について P11
- 口座振込依頼書の記入例 P12
- 集団回収実施時の注意事項 P13
- 集団回収奨励金Q&A①～③ P14～P16
- 申請書の回収品目・重量の計算の仕方①～② P17～P18
- 岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱①～③ P19～P21
- 岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱施行細目①～② P22.～P23
- 集団回収での雑紙の分け方・出し方 P24

はじめに

私たちが生活していく中で、毎日ごみが出されています。生活様式の向上、多様化とともに、ごみの種類や量も大きく変化しました。

こうしたごみの変化に対応しながら、速やかに、また衛生的に処理することが清掃行政の役目でありました。

しかし、収集したごみを処理するには、最終処分地を含め環境面で大変困難な状況になってきています。当然のことですが、このような状況を解決するためには、まず、ごみの排出を抑制することが必要です。

ごみの中には資源として再利用できるものがたくさん含まれており、そのひとつである紙や布類は、分別することによって有価物として回収でき、ごみの減量はもとより森林資源の保護のためにも大きな効果が期待できます

岸和田市では、ごみの減量と再資源化を図るためのひとつの方法として、地域で行われている集団回収に奨励金を交付する「岸和田市有価物集団回収奨励金制度」を実施しています。

この手引きは、集団回収に取り組まれている方々に対し、奨励金の請求方法などの内容を取りまとめたものであり、参考にして頂ければ幸いです。

岸和田市有価物集団回収奨励金制度について

この制度の目的は、町会、子供会等の団体が自主的に行う集団回収に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざすものです。

- この制度が受けられる団体は、次のような条件が必要です。
 1. 市内の町会、子供会、婦人会、老人会などの非営利団体等。
 2. 概ね20世帯以上が参加している団体であること。
 3. 年に6回（2ヶ月に1回）以上、集団回収を実施できる団体であること。
 4. 実施地域において集団回収の利用方法など、啓発活動が行えること。
- 奨励金は、団体登録申請後の集団回収から適用となりますので、必ず事前に市に登録して下さい。
- 回収する対象品目は、新聞、雑誌、ダンボールの紙類と、衣服等の古布類です。
- 奨励金は、回収業者に引き渡した量に対して、1kg当たり6円です。ただし、申請時の合計金額に100円未満の端数が生じた場合は、切捨てになります。
- 回収量につきましては、あらかじめ登録団体に「岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票」をお渡ししますので、回収業者にトラックスケール伝票（計量票）を受け取る際、書いてもらって下さい。
- ⑨ この「岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票」には、新聞、雑誌、ダンボール、古布の数量を必ず別々に記入してもらって下さい。
- ※ 資源回収業者のお問い合わせは、タウンページ等をご利用下さい。

有価物集団回収奨励金制度の年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下半期奨励金入金（4月末予定） ・ 有価物集団回収実施団体登録申請書の提出（4月末まで） 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月～9月までの計量票と専用伝票を提出（9月末まで） ・ □座振込依頼書の提出。（9月末まで） ・ 上半期有価物集団回収奨励金交付申請書の提出（9月末まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上半期奨励金入金（10月末予定） 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月～3月までの計量票と専用伝票を提出（3月末まで） ・ □座振込依頼書の提出。（3月末まで） ・ 下半期有価物集団回収奨励金交付申請書の提出（3月末まで）
廃棄物対策課（市民団体宛）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の下半期の「奨励金交付決定通知書」の郵送 				<ul style="list-style-type: none"> ・ □座振込依頼書の郵送 ・ 上半期有価物集団回収奨励金交付申請書の郵送 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上半期の「奨励金交付決定通知書」の郵送 				<ul style="list-style-type: none"> ・ □座振込依頼書の郵送 ・ 下半期有価物集団回収奨励金交付申請書の郵送 	

団体登録申請について

必要書類・岸和田市有価物集団回収実施団体登録申請書
(様式第1号)

奨励金の交付を受けようとする団体は、登録申請後の集団回収から適用となりますので、必ず事前に登録することが必要です。

「団体登録申請書」は例年、継続団体については「下半期」の申請書の郵送の際に同封させていただいております。

また、新規登録申請団体については後述の団体登録申請書を記入して、当課窓口にて申請してください。

実施団体登録を受けようとするときは以下の点に注意して下さい。

- 代表者の任期期間は1年間です。(4月1日～翌年3月31日まで) その間に登録事項に変更が生じた場合、変更届出書(P7)を提出して下さい。
- 新年度の開始月にあたる4月に集団回収の新年度団体の認定をしますので、4月中に新代表者名での登録書を提出して下さい。
- 5月以降に新代表者が決まる団体は、お手数ですが現代表者名で一度登録して頂き、新代表者が決まり次第、代表者変更として変更届出書を提出して頂きますようお願いいたします。
- 連絡先は、緊急にご連絡する場合がありますので、日中、確実に連絡がとれる番号(携帯電話番号等)があれば、一緒に記入して下さい。
- 訂正箇所は、二本線で消し必ず登録代表者のフルネームでご署名(または訂正印の押印)して下さい。

※その年度の登録代表者を忘れない為にも、団体登録書のコピーを取り、団体で大切に保管して下さい。

団体登録申請書の記入例

記入例

様式第1号（第3条関係）

登録番号

××年度岸和田市有価物集団回収実施団体登録申請書

岸和田市長 様

年 月 日

団 体 名 〇〇〇子供会

代 表 者 名 環境 太郎

住 所 岸和田市 △△町×××番地

連 絡 先 072-400-0000

※携帯電話番号等 090-000-0000

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり有価物集団回収実施団体の登録を申請します。

実 施 地 域	△△町内
実 施 世 帯 数	およそ800世帯
実 施 予 定 回 数	毎年度 12 13 回
回 収 品 目	① 新聞 ③ ダンボール ② 雑誌 ④ 古布
予 定 回 収 業 者	□□□紙業 電話 072-4XX-XXXX
回 収 日	毎月 第2水 曜日

団体登録事項変更届出書について

必要書類・岸和田市有価物集団回収実施団体登録事項変更届出書

4月に提出して頂いた「団体登録申請書」の登録内容に変更が生じた場合には、変更内容を記入した「実施団体登録事項変更届出書」の提出が必要になります。

「実施団体登録事項変更届出書」を提出して頂くのは以下の場合です。

- 代表者が変わる場合
- 実施日に変更がある場合
- 回収品目に変更がある場合
- 団体名が変わる場合
- 回収業者が変わる場合
- 住所・連絡先が変わる場合

記入例

登録番号

岸和田市有価物集団回収実施団体登録事項変更届出書

岸和田市長 様 ×年×月×日

団 体 名 〇〇〇子ども会

代 表 者 名 ~~岸城太郎~~ 環境 花子

住 所 岸和田市△△町×××番地

連 絡 先 072-4 〇〇-〇〇〇〇

※ 携帯電話番号等 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

岸和田市有価物集団回収実施団体の登録事項について、次のとおり変更がありましたので、届出します。

変 更 事 項	団 体 名 称 住 所
	代 表 者 実 施 日
変 更 前	〇 〇 〇 町 自 治 会 岸 和 田 市 △ △ 町 □ □ 番 地 - 〇 〇 号 岸 城 太 郎 毎 月 第 2 水 曜 日
変 更 後	〇 〇 〇 町 子 ど も 会 岸 和 田 市 △ △ 町 × × × 番 地 環 境 花 子 毎 月 第 1 日 曜 日

有価物集団回収奨励金交付申請について

- 必要書類
- ・ 岸和田市有価物集団回収奨励金交付申請書 (様式第2号)
 - ・ 計量票 (回収業者から) 実施回数分
 - ・ 奨励金専用伝票 (市役所提出用) 実施回収分
 - ・ 口座振込依頼書 (P6)

その他

- ・ 通帳のコピー

奨励金の交付を受けるためには、奨励金交付申請書の提出が必要です。提出時期は毎年度9月(上半期)と翌年3月(下半期)に、奨励金交付の申請を受け付けています。回収業者より受け取った全ての計量票、及び奨励金専用伝票(市役所提出用)と一緒に提出してください。また口座振込依頼書の提出もお願いします。

提出の際は必ず、計量票と奨励金専用伝票を添付して下さい。なお、奨励金専用伝票は3枚綴りになっていますが、提出して頂くのは伝票に「市役所提出用」と記載されているものです。

計量票と奨励金専用伝票は、実施回数分が必要となりますので、申請対象期間内の分すべてを提出して下さい。このふたつの伝票どちらかがかけていた場合、その対象日の請求はできなくなりますので、決して紛失しないよう心がけて下さい。また申請月の9月、3月の伝票類は申請期日に出来るだけ間に合うように、回収業者に申し合わせして下さい。

※申請期日までに書類を提出されませんと、申請を受付できない場合がありますので、申請期日は必ず守って頂きますようお願いいたします。

有価物集団回収奨励金交付申請書の記入例

記入例

様式第2号（第5条関係）

登録番号

岸和田市有価物集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

岸和田市長 様

団 体 名 〇〇〇子供会

代 表 者 名 ~~岸城 太郎~~ 環境 太郎

住 所 岸和田市△△町×××番地

連 絡 先 072-400-0000

※携帯電話番号等 090-000-0000

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり有価物集団回収奨励金の交付を申請します。

実 施 期 間	× 年 × 月 ~ × 年 × 月 (計 6 回)	
回 収 量	1. 新 聞	8,300 kg
	2. 雑 誌	5,300 kg
	3. ダンボール	2,000 kg
	4. 古 布	880 kg
	合 計	16,480 kg
奨励金算出式：(新聞+雑誌+ダンボール+古布) kg × 6円		
奨 励 金 額 (100円未満切捨て)	98,800	98,880 円

合計金額に100円未満の数字がでた場合は切捨てして記入して下さい。

口座振込依頼書について

奨励金の交付は、現金で支払われることはありません。実施団体より提出された口座振込依頼書に記入された振込先口座の金融機関に振込まれます。

また、口座名義が個人名義で使用されている口座には、奨励金が振込み出来ませんので必ず団体名義の口座を用意してください。

例 （ 〇〇〇町子供会 会計 岸城 太郎 ）

口座名義及びそのフリガナは、金融機関にお届けのとおり正確に記入してください。ご記入のとおり奨励金の振込みをおこないますので、誤りがありますと振込みができない場合があります。通帳のコピー（口座番号が記入されたページ）を一緒に提出して頂ければ確実です。

申請書を提出してから、奨励金の振込みが完了するまでの間に、通帳を中途解約、名義変更されると、奨励金の振込みができません。

振込みが完了するまで口座の変更は絶対になさらないよう注意して下さい。

口座振込依頼書の記入例

記入例

様式第3号（第5条関係）

登録番号

口座振込依頼書

年 月 日

岸和田市長 様

団体名	〇〇〇子供会
代表者名	環境 太郎
住所	岸和田市 △△町×××番地
連絡先 ※携帯電話番号等	072-400-0000 090-0000-0000

奨励金は、下記の預金口座に振り込み願います。

振 込 先 口 座	金融機関名 △△△信金 □□□	銀行 信金 信組 農協 労金	支店名 岸和田	支店 出張所			
	預 金 1. 普通 (総合口座を含む) 2. 当座	口座番号	※右詰めでご記入下さい。				
	フリガナ ○○○ゴドモカイ ダイヒョウ キンキ タロウ カンキョウ タロウ	0	1	2	3	4	5
口座名義	〇〇〇子供会 代表 岸城 太郎 環境 太郎						

集団回収実施時の注意事項

回収場所に立ち会いましょう！

集団回収実施団体の役員の方は、できるだけ回収場所に立ち会うようにして下さい。集団回収実施の日には、地域内のさまざまな方が集団回収を利用して古紙類や古布類を出しに来ます。そのすべての方が集団回収の出し方について、正しい知識を持っているとは限りません。そういった方にぜひとも啓発活動をおこなっていただきたいと思えます。

また、最近では団体と契約関係のない資源回収業者が、その団体で出されている古紙類を持っていってしまうという問題が頻繁に発生しています。こういったことにも十分に注意を払っていただくためにも、立ち会うことが望ましいでしょう。

回収されなかった、不適切な物の処分は登録団体で処理しましょう！

集団回収の実施時に出た、回収品目として不適切な物については、各登録団体で責任を持って処理して下さい。また、よく出される不適切な物については、ポスターや回覧等で注意を促し、啓発の強化に努めましょう。

資金調達から環境保護へ！

集団回収といえば、以前は団体の資金調達の方法として利用されてきたことでしょう。しかしながらそれだけでは奨励金という性質上、これはけっして望ましいこととはいえません。奨励金は岸和田市のごみ減量、リサイクルに貢献していただいた団体にお渡ししているものです。回収時には資源回収業者にまかせっきりにするのではなく、前項のような啓発活動に努めて頂き、ごみ減量、環境保護を促進する団体を目指しましょう。

集団回収奨励金 Q&A ①

●年度途中で急に代表者が交代することになりました。どうしたらいいの？

●回収業者を変えたのですが、どうすればいいの？

この集団回収制度代表者の登録任期期間は1年間（4月1日～翌年3月31日まで）です。この期間内に「代表者が変わる」、「回収業者を変えた」場合には、それぞれの変更事項での「登録事項変更届出書」の提出が必要となります。

提出が無い場合には、申請時に申請書の書類不備となり奨励金の申請が出来ませんので、必ず提出して下さい。

●私は3月末で代表者を退いて、新しい代表者も決まっているのに、なぜ下半期分の申請をしなければいけないの？

この集団回収制度代表者の登録任期期間は1年間（4月1日～翌年3月31日まで）です。ちょうど下半期分の申請時期（3月末）と振込み完了時期が、多くの団体の役員交代時期とかさなっているために、新代表者の業務だと勘違いしてしまいましたが、下半期分（10月～翌年3月分）は「あなた」が代表者として務めて頂いた期間です。またその申請は最後の締めでもありますので申請にご理解して頂きます様、宜しくお願いします。

●申請は、窓口まで直接行かないといけないの？

はい、直接窓口まで来て頂かなければなりません。あくまでもこの奨励金は申請方式ですので、代表者自身が申請書に必要事項を記入し、窓口で申請して頂けなければ奨励金をお支払いする事が出来ません。

集団回収奨励金 Q&A ②

- ついっかりして、4月の役員交代で奨励金振込み先の口座名義を変えてしまったのですが・・・。

下半期分申請前に変更するのがわかっている場合には、下半期の申請時に「口座振込依頼書」に記入し提出して下さい。もし下半期の申請後で、奨励金の振込み完了の確認が済む前に口座を変えてしまった場合には、新しい口座を記入した「口座振込依頼書」を再提出して頂く必要があります。

- 年間で何回、廃棄物対策課から集団回収の書類が送られてくるの？

基本的に、上半期分は「申請書類」（8月末）、「交付決定通知書」の2回、下半期分は「申請書類」（翌年2月末）、「交付決定通知書」の2回の計4回、その年度に登録された団体代表者宛に郵送しています。

しかし例外として、集団回収制度内容に変更がある場合のお知らせや、集団回収制度向上の為にアンケートなど、臨時に書類を郵送する場合があります。

- 郵送してくる書類が多すぎませんか？

現在、集団回収奨励金制度には約200団体の登録があり、その事務処理を一括しておこなっています。高齢の代表者や、新しい代表者等、全てに解り易く申請して頂く為に記入例を、また突然の代表者変更に対応できる様に一通りの申請書を同封しています。どうか、ご自身の団体に必要な書類をご理解して頂き、申請して頂きます様宜しくお願いします。

また、申請が遅れますと受付できない場合がありますので、申請期日は必ず守るようにして下さい。

集団回収奨励金 Q&A ③

●申請書の「回収量」「奨励金額」の記入欄はどう書けばいいの？

計量票に記載されている実施期間全ての品目の合計をそれぞれの「回収品目・重量」欄に記入して下さい。その際、専用伝票に記載されている重量と同じになるか確認して下さい。もし合計が違う場合は、回収業者に問い合わせてください。

「奨励金額」の欄につきましては、実施期間の全ての品目の合計に6（円）を掛けてください。（6円は岸和田市で実施団体に支払っている奨励金の1kgあたりの単価です。）この計算で出てきた数字の100円未満を切捨てた数字が、「奨励金額」となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実施期間すべての} \\ \text{品目の合計} \\ \hline \end{array} \times 6 \text{円} = \begin{array}{|c|} \hline \text{集団回収奨励金} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

※1.専用伝票の数量と計量票の数量が同じか確認する

※2.100円未満切捨てを忘れずにおこなってから記入して下さい

申請書の回収品目・重量の計算の仕方 ①

- 実施回数分だけ専用伝票が発行されますので、それに伴う計量票の重量と合致しているか計算して確認して下さい。（計量票の書式は処理する業者により異なりますので注意して下さい。）
- 業者により発行枚数及び書式が異なります。また業者によっては特定の品目だけ異なる計量表が発行される場合がありますので発行日に注意してください

●計量票（処理業者から発行される物です。）

●専用伝票（実施回数分、回収業者より発行されます。）

計量票	
〇〇〇町子供会 様	
品目	重量
新聞	850 kg
雑誌	300 kg
段ボール	100 kg
ウエス	30 kg
合計	1,280 kg
×年4月×日	
岸和田市〇〇町×番 〇△×〇〇番	

計量票	
〇〇〇町子供会 様	
品目	重量
新聞	600 kg
雑誌	200 kg
段ボール	150 kg
ウエス	60 kg
合計	1,000 kg
×年4月×日	
岸和田市〇〇町×番 〇△×〇〇番	

計量票	
〇〇〇町子供会 様	
品目	重量
新聞	650 kg
雑誌	300 kg
段ボール	100 kg
ウエス	40 kg
合計	1,090 kg
×年4月×日	
岸和田市〇〇町×番 〇△×〇〇番	

市役所提出用		
岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票		
〇〇〇町子供会 様		
品名	数量	備考
新聞	2,100 kg	
雑誌	800 kg	
ダンボール	350 kg	
古布	130 kg	
合計	3,380 kg	
×年4月×日		
岸和田市〇〇町×番 〇〇××商店		
岸和田市環境農林水産部廃棄物対策課		

申請書の回収品目・重量の計算の仕方 ②

●以下の様な計算表を作成し計算するとよいでしょう。（上半期分）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	合 計
新 聞	2, 1 0 0	2, 3 8 0	1, 9 0 0	2, 6 0 0	2, 2 4 0	2, 1 0 0	1 3, 3 2 0
雑 誌	8 0 0	5 0 0	7 8 0	6 0 0	6 6 0	5 8 0	3, 9 2 0
ダンボール	3 5 0	2 0 0	3 2 0	4 0 0	2 4 0	2 8 0	1, 7 9 0
古 布	1 3 0	1 0 0	1 2 0	2 0 0	1 8 0	1 2 0	8 5 0
小 計	3, 3 8 0	3, 1 8 0	3, 1 2 0	3, 8 0 0	3, 3 2 0	3, 0 8 0	1 9, 8 8 0

申請書の回収品目・重量欄にそれぞれ合計数を記入してください。

$$\begin{array}{l}
 19, 880 \times 6 = 119, 280 \text{ (100円未満切捨て)} \\
 \text{全ての品目の合計} \quad \text{奨励金の単価}
 \end{array}$$

119, 200

●この金額を奨励金額欄に記入して下さい。

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱 ①

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため、地域住民団体が自主的に行う有価物の集団回収に対して奨励金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、市内の町会、子供会、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体等とする。

(団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ岸和田市有価物集団回収実施団体登録申請書(様式第1号)により市長に申請して登録を受けなければならない。

2 市長は、登録団体が1年度において6回以上集団回収を実施しないときは、その登録を取り消すことができる。

(対象品目及び奨励金)

第4条 奨励金の交付対象となる品目は、別表のとおりとする。

2 奨励金は、別表に定める基準により交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体は、毎年度市長が別に定める日までに岸和田市有価物集団回収奨励金交付申請書(様式第2号)及び口座振込依頼書(様式第3号)に市の指定の伝票及び計量表伝票を添付して市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該団体に対して奨励金の交付を決定するものとする。

(交付の通知)

第7条 市長は、奨励金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を当該団体に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 奨励金の申請に不正があったとき。

(2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱 ②

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

対 象 品 目	奨 励 金 の 額
新 聞	1 キログラム当たり 6 円
雑 誌	
ダンボール	
古 布	

備考 この表に定める基準により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を奨励金の額とする。

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱 ③

様式第1号 (第3条関係)

登録番号

年度岸和田市有価物集団回収実施団体登録申請書

年 月 日

岸和田市長 様

団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

※ 携帯電話番号等

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり有価物集団回収実施団体の登録を申請します。

実施地	
実施区画数	
実施予定回数	毎年度 回
回収品目	1. 新聞 2. 雑誌 3. ダンボール 4. 古布
予定回収業者	電話 _____
回収日	曜日 _____

様式第2号 (第5条関係)

登録番号

岸和田市有価物集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

岸和田市長 様

団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

※ 携帯電話番号等

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり有価物集団回収奨励金の交付を申請します。

実施期間	年 月 ~	年 月 (計 回)
回 収 量	1. 新 聞	kg
	2. 雑 誌	kg
	3. ダンボール	kg
	4. 古 布	kg
	合 計	kg

奨励金算出式: (新聞+雑誌+ダンボール+古布) kg × 8円

奨 励 金 額 (100円未満を捨て)	円
---------------------	---

様式第3号 (第6条関係)

登録番号

口座振込依頼書

年 月 日

岸和田市長 様

団体名	
代表者名	
住 所	
連絡先	
※ 携帯電話番号等	

○ 奨励金は、下記の口座に振り込み願います。

振込先口座	金融機関名	支店名	支 店
		銀行 信金 信託 農協 労働	出張所
口座番号	1. 普通 (組合口座を含む。)	口座番号	※右枠めでご記入ください。
	2. 当座		
フリガナ			
口座名義			

口座名義人が申請者と異なる場合は、本人確認を下記により精算する
 運転免許証 マイナンバーカード 郵送文書
 受付人 (_____)

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱施行細目

①

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱施行細目

(趣旨)

・この細目は、岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱（平成3年4月1日施行。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定める。

(対象団体)

・奨励金の交付対象団体は、おおむね世帯数が20世帯以上の営利を目的としない住民団体等とする。

(年度途中の団体の登録)

・年度途中に登録した団体については、要綱第3条第2項中「1年度において6回以上」とあるが「2箇月に1回以上」と読み替えるものとする。

(交付の申請)

・奨励金の交付申請は、別表に定める期間区分に従い、当該期間中の集団回収実施分をまとめて申請するものとする。ただし年度途中に要綱第3条第1項の規定による登録を受けたとき、登録日以降の実施分についてのみ申請できるものとする。

2 要綱第5条に規定する所定の伝票は、岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票（別記様式）とする。

(交付)

・奨励金は、要綱第5条の規定による申請に基づき、原則として上半期分を10月末日までに、下半期分を4月末日までに口座振込みにより交付するものとする。

(届出義務)

・団体名、代表者名、銀行口座等に変更のあったときは、速やかに書面で市長に届け出なければならない。

附 則

この細目は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この施行細目は、平成3年9月1日から施行する。

2 別表の規定にかかわらず、平成3年度下半期は、9月から翌年3月までとする。

附 則

この細目は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成20年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

期間区分	申請対象となる集団回収の実施期間	申請時期
上半期	4月から9月まで	9月中
下半期	10月から翌年3月まで	3月中

岸和田市有価物集団回収奨励金交付要綱施行細目 ②

別記様式

(市役所提出用)

(市役所提出用)

岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票

No. —

様

品名	数量	備考
新聞	kg	
雑誌	kg	
ダンボール	kg	
古布	kg	
	kg	
	kg	
合計	kg	

年 月 日
上記のとおり回収しました。

業者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

※この伝票は、岸和田市内の集団回収以外には、使えません。

(実施団体用)

(実施団体用)

岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票

No. —

様

品名	数量	備考
新聞	kg	
雑誌	kg	
ダンボール	kg	
古布	kg	
	kg	
	kg	
合計	kg	

年 月 日
上記のとおり回収しました。

業者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

※この伝票は、岸和田市内の集団回収以外には、使えません。

(業者控用)

(業者控用)

岸和田市有価物集団回収奨励金専用伝票

No. —

様

品名	数量	備考
新聞	kg	
雑誌	kg	
ダンボール	kg	
古布	kg	
	kg	
	kg	
合計	kg	

年 月 日
上記のとおり回収しました。

業者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

※この伝票は、岸和田市内の集団回収以外には、使えません。

集団回収での雑がみの分け方・出し方

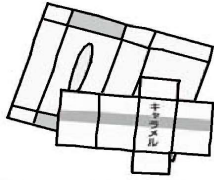
雑がみのリサイクルにご協力をお願いします！

普通ごみの中には、リサイクルできる紙“雑がみ”が多く含まれています。捨てる前にもう一度資源かごみか考えましょう。もやせるごみを減らし、紙のリサイクルを進めるため、雑がみの分別にご協力ください。

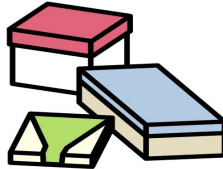
出せるもの



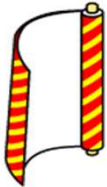
コピー用紙



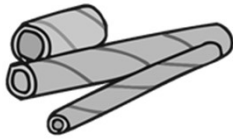
ティッシュの箱



食品などの箱



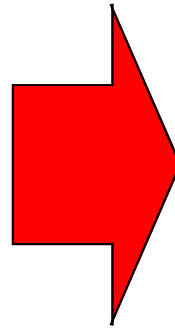
包装紙



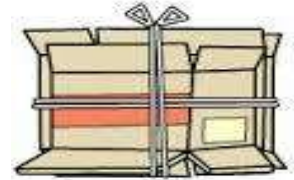
トイレトペーパー
やラップの芯



封筒・ハガキなど



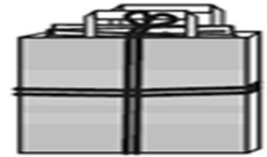
出し方



ひもでしばってください



雑誌の間にはさんで



紙製の袋にまとめて

- ※ **ビニール、金具**などは取り除いてください。
- ※ 紙箱は、**たたんで**まとめてください。
ごみなどを混ぜないで！

◎ 正しく分別して、はじめて資源として活用できます。ご協力を！

出してはいけない紙類

次の紙類は**普通ごみ**に出してください。



防水加工
されたもの



においの
ついたもの



テープなどの粘着物
が付着しているもの



コーティング
されたもの



内側がアルミのもの



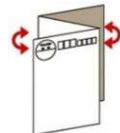
食べ物や油など
で汚れたもの



感熱紙・感光紙
(写真紙、FAX用紙など)



写真用インク
ジェット紙



圧着はがき



カーボン紙
・
感圧複写紙



紙以外のもので
貼り合わされたもの



水に溶けにくいもの
(ティッシュペーパー、
キッチンペーパーなど)

※ 集団回収での雑がみの取扱いは実施団体により異なります。詳しくは集団回収実施団体でご確認ください。



一人ひとりの力で、
限りある緑を大切に！

注：この手引書は役員引継ぎの際
新役員に必ずお渡し下さい。

（この冊子の内容は、制度の変更により変わる場合
があります、その場合、別紙にてその年度の代表者
宛にご案内させていただきますので、ご了承下さい。）

★お問い合わせ★

岸和田市環境農林水産部 廃棄物対策課
減量推進担当

電話 072(423)9465

住所 土生町2丁目4-30